

小規模多機能型居宅介護を利用した場合の給付管理と居宅介護(介護予防)支援費の請求について

問

居宅介護(介護予防)サービスを利用している者が、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、介護支援専門員は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更されることになり、国保連合会への「給付管理票」の作成については、当該小規模多機能型居宅事業所の介護支援専門員が行うこととなるが、月途中で変更が行われた場合の小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護サービス利用に係る国保連合会への「給付管理票」の作成と提出はどこが事業所が行うのか。

答

利用者が月を通じて小規模多機能型居宅介護を受けている場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がケアプラン作成を行うこととなる。
この場合の給付管理は、**他の居宅介護(介護予防)サービスを含めて「給付管理票」の作成と提出を行い、当該月について居宅介護(介護予防)支援費は算定されない事となる。**
月の途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は居宅介護(介護予防)支援費の算定は可能であるため、小規模多機能型居宅介護の利用開始前又は利用終了後の居宅介護(介護予防)支援事業所の介護支援専門員等が**小規模多機能型居宅介護を含めてその利用者に係る「給付管理票」の作成と提出を行い、居宅介護(介護予防)支援費の請求を行うこととなる。**

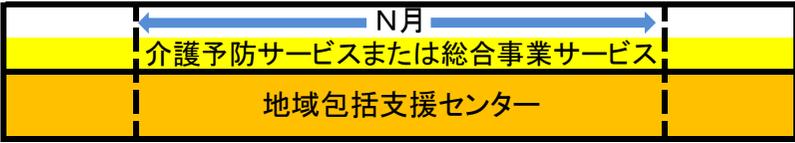
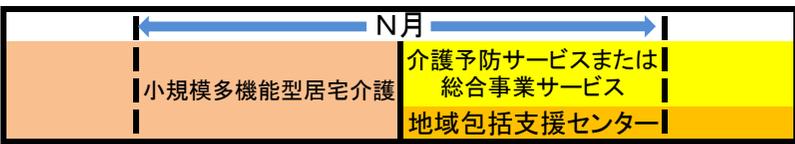
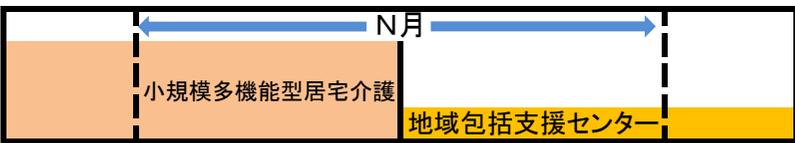
※1 記載している「小規模多機能型居宅介護」は「介護予防小規模多機能型居宅介護」を含み、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)」を示すものとする。

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票とサービス計画費の取り扱いについて

変更パターン		給付管理票提出 居宅介護(介護予防)支援費請求	備考
月を通じて小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合	<p>月を通じて小規模多機能型居宅介護事業所を利用</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p>	
月途中で小規模多機能型居宅介護の利用開始・終了の場合	<p>月途中で小規模の利用を中止し、居宅介護(介護予防)支援事業所へ変更</p>	<p>居宅介護(介護予防)支援事業所</p> <p>居宅介護(介護予防)支援事業所</p>	<p>小規模多機能型居宅介護サービス利用期間外の居宅サービスの利用状況により給付管理票を提出する事業所が異なる。</p> <p>・在宅サービス利用ありの場合 →居宅介護(介護予防)支援事業所が作成する</p> <p>・在宅サービス利用なしの場合 →小規模多機能型居宅介護事業所が作成する。</p>
	<p>月途中で小規模の利用を中止し、居宅介護(介護予防)支援事業所へ変更</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p>	
	<p>月途中で居宅介護(介護予防)支援事業所から小規模へ変更</p>	<p>居宅介護(介護予防)支援事業所</p> <p>居宅介護(介護予防)支援事業所</p>	
	<p>月途中で居宅介護(介護予防)支援事業所から小規模へ変更</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p>	

※1 記載している「小規模多機能型居宅介護」は「介護予防小規模多機能型居宅介護」を含み、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)」を示すものとする。

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票とサービス計画費の取り扱いについて(総合事業関係)

No.	変更パターン	給付管理票提出事業所	請求事業所(※2)	
			介護予防支援の場合	介護予防ケアマネジメントの場合
1	月を通じて地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合 	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
2	月の途中まで地域包括支援センターが、月途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合(介護予防サービスまたは総合事業サービス 利用あり) 	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
3	月の途中まで地域包括支援センターが、月途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合(介護予防サービスまたは総合事業サービス 利用なし) 	小規模多機能型居宅介護事業所	請求不可	請求不可
4	月の途中まで小規模多機能型居宅介護が、月の途中から地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合(介護予防サービスまたは総合事業サービス 利用あり) 	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
5	月の途中まで小規模多機能型居宅介護が、月の途中から地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合(介護予防サービスまたは総合事業サービス 利用なし) 	小規模多機能型居宅介護事業所	請求不可	請求不可

※1 記載している「小規模多機能型居宅介護」は「介護予防小規模多機能型居宅介護」を含み、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)」を示すものとする。

※2 給付管理票に記載するサービスによって介護予防支援か介護予防ケアマネジメントのいずれかとなります。

- ・ 介護予防支援 →→→→→→→→→→ 介護予防サービスを利用している人(要支援者)
- ・ 介護予防ケアマネジメント→→→→→→→→→→ 総合事業のサービスのみ利用している人(要支援者・事業対象者)